

規制対象事項チェックリスト

104 遠心機械

1. 遠心分離器、遠心脱水機等の遠心機械については、堅固な「ふた」を設けている。
2. 遠心分離器、遠心脱水機等の遠心機械について、内容物を取り出すときは、自動的に行われる構造を除き、機械の運転を完全に停止した後に行っている。
3. 遠心分離器、遠心脱水機等の遠心機械については、機械メーカーにより表示されている最高の使用回転数を超えて使用していない。
4. 遠心分離器、遠心脱水機等の遠心機械について、動力により駆動される遠心機械については、常に機械を安全な状態で使用するため、振動、摩耗等による機械各部（[1]回転体、[2]主軸の軸受け部、[3]ブレーキ、[4]外枠、[5]これらの部分のボルトのゆるみ）の異常の有無を1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、その結果を記録し3年間保存している。
5. 運転中の機械に必要なが生じた場合には、運転を停止するための、スイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力遮断装置を設けている（連続した一連の機械で、共通の動力遮断装置があり、かつ、行程の途中で人力による原材料の送給、取り出し等を行う必要がないものを除く）。
6. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあつては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。